

可搬式ジビエ処理施設 導入マニュアル

DMMジビエBOXコンソーシアム
株式会社DMM Agri Innovation

index

1. 可搬式ジビエ処理施設の概要
2. 設置場所および関係各所への事前確認
3. 施設要件の確認・図面作成および保健所への確認
4. 建築確認申請および施工・設置
5. 保健所への営業許可申請および運営開始

1. 可搬式ジビエ処理施設の概要

【特徴】

- ・コンパクトな設計で狭隘地にも設置可能
- ・本体の設備一式を搭載後に設置場所へ運搬・設置することで、現地での施工期間の短縮可能
- ・コンテナ数、搭載設備、本体カラー等はカスタマイズ可能

【主な規格等】

- ・海上コンテナ等
- ・設置面積：20フィートハイルーフコンテナ × 1基（約15m²）～ 2基（約30m²）
- ・コンテナサイズ：1台（外寸(mm)：幅 2,400 × 長さ 6,000 × 高さ 2,896）

【本体参考価格】（税抜）

- ・1基（一次加工まで可能）：750万円～
- ・2基（二次加工まで可能）：1,500万円～

※基礎やインフラ整備（電源・上下水道）はお客様側にてご用意いただいておりますが、ご依頼の場合は、別途お見積りさせていただきます。また、運搬および設置費用は別途お見積りさせていただきます。



2. 設置場所および関係各所への事前確認

①ジビエ処理施設が設置可能な場所かどうかの確認

土地用途や近隣住民の同意が得られるか等の確認を行い、必要であれば近隣住民への説明も行う。
確認先：各地域の自治体

②設置場所の周辺道路の状況を確認

設置場所までの道路が狭すぎるとコンテナの搬入が難しいため搬入ルートを確認する。
確認先：弊社（地図や現地にて確認を行いますので事前にご相談下さい。）

③整地や地盤状況の確認

設置可能な状態に整地されておらず地盤が緩んでいたり大幅な勾配がある場合は事前に整地を行う。
確認先：各地域の土木工事会社

④インフラの整備状況の確認

各インフラ（電気、上下水道、ガス等）が未整備の場合はそれぞれ整備を行う。
確認先：各地域の自治体、電力会社、ガス会社

⑤食肉処理業等の施設基準や許可申請方法の確認

施設の設置～申請～許可までスムーズに行えるように事前に施設基準や許可申請手順を確認する。
確認先：各地域の保健所

3. 施設要件の確認・図面作成および保健所への確認

①保健所への確認

保健所の施設基準を確認し、各要件を満たす設備を搭載する

②施設運営者への確認

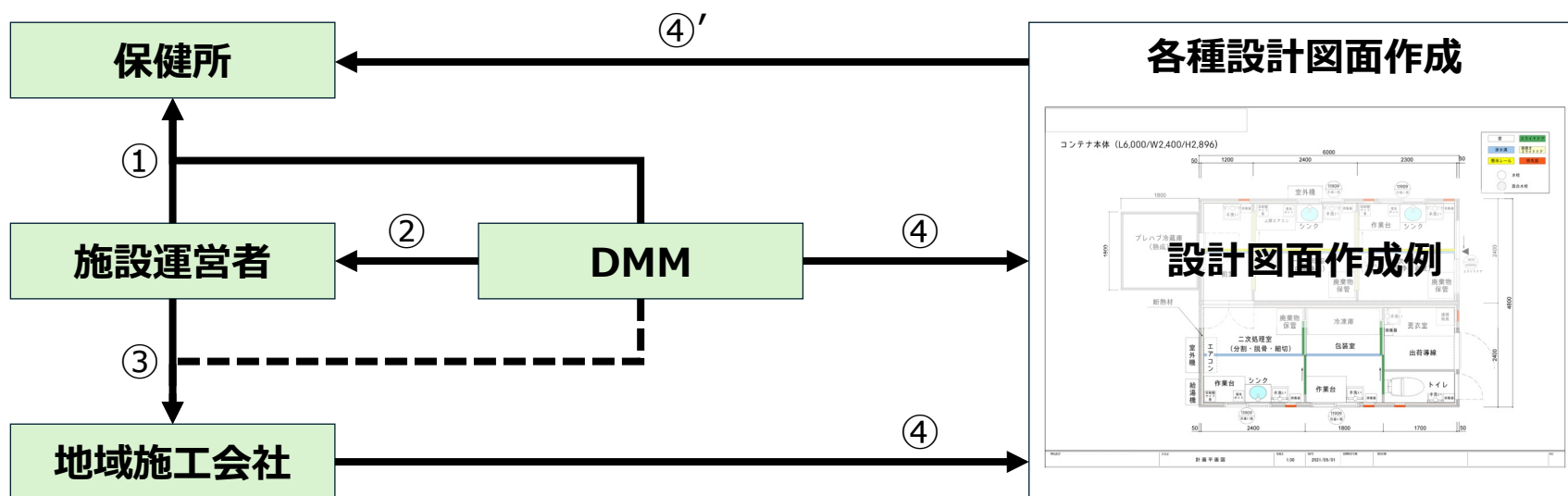
施設運営者の作業効率等を考慮し、要望を伺い必要な設備を確認し搭載する。

③地域の施工会社への確認

地盤・インフラ・基礎等の整備方法の確認を行い、施設設置に合わせて整備を検討する

④設計図面作成・確認

各図面作成後、保健所に施設基準を満たすかどうかの確認を行う



4. 建築確認申請および施工・設置

① 建築確認申請

実際の建築確認申請は代行するため施設設置者側では情報提供のみで作業の必要はありません。
建築確認申請から建築確認済証発行までに約1～2ヶ月要するため、その間に部材調達等の施工準備を行います。

建築確認申請の主なフロー

設計 → 事前相談 → 建築確認申請 → 建築検査機関や特定行政庁による審査 →
建築確認済証の発行 → 工事着工 → 工事完了 → 工事完了の届出 → 検査 → 検査済証の発行

② 施工および設置（建築確認済証の発行後）

- ・国内のコンテナヤード内にて本体の施工を開始します。
電気配線・給排水管・内装や搭載する設備等を含め本体に取り付けて行きます。（写真1、約1～2ヶ月間）
- ・この間、運営者側にて現場の基礎工事やインフラ関係の整備工事を並行して行なっていただきます。
- ・基礎工事やインフラ関係の整備完了に合わせて設置場所へ運搬し設置後、インフラ接続工事を行います。
（写真2、約1週間）



4. 建築確認申請および施工・設置

- ・インフラ関係の接続が完了後、工事完了の届出・検査完了後、稼働確認を行い利用開始可能となります。（写真3、約1ヶ月間）



③ 工事完了までに行なっておきたいこと

- ・地域の猟友会への説明会等の実施
施設への持ち込みの協力要請や、食肉提供するために必要な捕獲方法などを共有する。

【参照】

ジビエハンター研修：https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/gibier_hunter.html

野生鳥獣被害防止マニュアル：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/attach/pdf/manual-45.pdf>

捕獲編 第3章 衛生的な捕獲と運搬方法（参照）

- ・食品衛生責任者取得講習の受講

ジビエ処理施設を運用するためには食品衛生責任者が必要なため、施設を設置する都道府県が実施する食品衛生責任者取得講習の日程を確認し受講する。

- ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理方法の導入

【参照】小規模なジビエ処理施設向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書

衛生管理方法：<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/gibier01.pdf>

衛生管理計画：<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/gibier02.pdf>

様式：<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/gibier03.pdf>

5. 保健所への営業許可申請および運営開始

①保健所への営業許可申請

保健所へ申請書類を提出し立入検査の日程を調整します。

申請書類や立入検査にて指摘があった場合は指摘事項を改善し再申請して下さい。

特に指摘事項がなければ、申請から2～3週間で営業許可を取得可能で、運営開始となります。

②衛生的な処理方法や流通・販売方法

農林水産省が監修した野生鳥獣被害防止マニュアルに沿って実施することを推奨します。

【参照】

野生鳥獣被害防止マニュアル：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/gibier/attach/pdf/manual-45.pdf>

処理編 第4章 衛生的な処理方法

流通編 第5章 衛生的な流通・販売方法

お問い合わせ先

DMMジビエBOXコンソーシアム

代表：株式会社DMM Agri Innovation

住所：〒106-1058 東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー24F

TEL：03-6657-7870

担当：原田幸顕

お問い合わせフォーム：<https://dmm-agri.com/contact.php>